

「〇〇に当選した」に浮かれないで！

「おめでとうございます。〇〇に当選しました。」突然の出来事で、心臓はドキドキ、すごく得した幸せな気分・・・。

誰でも期待していなかった突然の「幸運」には気分が高揚し、幸せな気分になるものです。

でもその幸運。本物でしょうか？

自分自身が購入した宝くじや応募した懸賞であればまだしも、見知らぬ相手・覚えのない内容の場合はどうでしょう？それは、「当選した」「懸賞金が当たった」などと特別な優位性を強調して、手数料や代行料などと称して消費者からお金を支払わせる手口かもしれません。

事例 1

「高額な賞金を受け取る権利が得られるので、2,000円を支払うように」というダイレクトメールが海外から届いた。どう対応したらよいか。(60歳代 女性)

事例 2

携帯電話に「高額なクジに当選した」とメールが届き、「振込口座、振込日時を教えて欲しい」とあった。様子を見ていたが、「無料で手続きをする」とか次々とメールが届く。どうしたらよいか。(50歳代 女性)

アドバイス

「うまい話はない」と考え、このような話は無視しましょう。

そもそも購入・応募もしていないのに、当選することは絶対にありません。

一度送金してしまうと、さらに手数料を要求されたり、クレジットカード番号を教えたことにより、引き落としが止まらなくなることもあります。一度支払ってしまったお金を取り戻すことはほぼ不可能です。

また、業者に連絡することにより、自分の個人情報相手が渡り、次々とダイレクトメールが送付されるなど、更なる被害に遭うおそれがあります。

どうしても気になる。どう対応したらよいか分からない場合などには、早めにお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります

H25.9.24 岐阜新聞

当選商法に関する相談件数
(平成20～24年度)

